

○国土交通省告示第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三十条第二号及び第三号の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十条第二号及び第三号の講習の時間等を定める件（平成十八年国土交通省告示第三百七号）の一部を次のように改正する。

令和三年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 講習科目ごとの講習時間
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講習時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	科目 目	時間
科目	科目 目	時間

第二 講習に用いる教材の内容
規則第三十条第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとと同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	科目 目	事項

改正前

第一 講習科目ごとの講習時間
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講習時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	科目 目	時間
科目	科目 目	時間

第二 講習に用いる教材の内容
規則第三十条第三号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとと同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	科目 目	事項

(略)	<p>新築住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等であることの確認に関する科目</p>	<p>イ、ハ (略) 長期使用構造等であることの確認の方法の解説(新築住宅に係る部分に限る。)</p>
	<p>既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等であることの確認に関する科目</p>	<p>イ・ロ (略) 長期使用構造等であることの確認の方法の解説(新築住宅に係る部分を除く。)</p>
(略)	<p>新築住宅に係る住宅性能評価に関する科目</p>	<p>イ、ハ (略) (新設)</p>
	<p>既存住宅に係る住宅性能評価に関する科目</p>	<p>イ・ロ (略) (新設)</p>

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。